

いまばりしとも い しゃかい じょうれい
○今治市共に生きる社会づくり条例

れいわ ねん がつ にち
令和6年12月19日

じょうれいだい ごう
条例第39号

わたし ねんれい せいべつ せいてきし こう せい
私たちの年齢、性別、性的指向や性

じにん しょう う む およ こくせき ぶんかてき
自認、障がいの有無及び国籍や文化的

はいけい こと
背景などは、それぞれ異なります。すべ

ひと ひとり たようせい そんちょう
ての人が一人ひとりの多様性を尊重し、

たが ひと みと あ しょうがい
互いにその人らしさを認め合い、生涯

あんしん く
にわたって安心して暮らすことができ

しゃかい いまばりし め ざ きょうせいしゃかい
る社会が、今治市の目指す共生社会で

す。

ほんし　へいせい　ねん　しちようそん
本市は、平成17年に12の市町村が

がっぺい　あた　いまばりし　たんじよう
合併し、新しい今治市として誕生し

れいわ　ねん　がっぺい　しゅうねん　むか
ました。令和7年に合併20周年を迎

あら　いまばり　れきし　きざ
えるにあたり、新たな今治の歴史を刻

しゅっぱつてん　いまばり
む出発点として、「ふるさと今治」が

ねん　ねんご
これからの20年、さらには100年後

す　つづ
も「ずっと住み続けたいまち」となる

わたし　いちがん　きようせい
よう、私たちは一丸となって、共生

しゃかい　じつげん　む　あゆ　つづ
社会の実現に向けて歩み続けることを

けつ　い　じょうれい　せいてい
決意し、この条例を制定します。

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい ひと
第1条 この条例は、すべての人が

ひとり たようせい そんちょう たが
一人ひとりの多様性を尊重し、互いに

ひと みと あ しょうがい
その人らしさを認め合い、生涯にわた

あんしん く しゃかい
って安心して暮らすことができる社会

じつげん もくてき
を実現することを目的とする。

ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう
第2条 この条例において、次の各号

かか ようご いぎ とうがい かくごう さだ
に掲げる用語の意義は、当該各号に定

めるところによる。

(1) ^{きようせいしゃかい}共生社会 ^{ひと}すべての人^{ひとり}が一人
ひとりの^{たようせい}多様性^{そんちょう}を尊重し、^{たが}互いにその
^{ひと}人らしさを^{みと}認め^あ合い、^{しょうがい}生涯にわたって
^{あんしん}安心して^く暮らすことができる^{しゃかい}社会をい
う。

(2) ^{しみん}市民 ^し市内^{ざいじゅう}に在住し、^{また}又は^し市内
^{かつどう}で活動するすべての^{もの}者をいう。

(3) ^{じぎょうしゃ}事業者 ^し市内^{じぎょうかつどう}で事業活動^{おこな}を行
うすべての^{こじん}個人^{また}又は^{ほうじん}法人^たその他の^{だんたい}団体を
いう。

(4) ^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮 ^{しみん}市民^{にちじょうせいかつ}が日常生活

また しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき
又は社会生活を営む上で障壁となる

しゃかい じぶつ せいど
ような社会における事物、制度、

かんこう かんねん た いっさい
慣行、観念その他一切のもののうち、

げん かいしょう ひつよう しょうへき と のぞ
現に解消を必要とする障壁を取り除く

ひつよう ふたん
ために必要なものであって、負担が

かじゅう
過重でないものをいう。

きほんりねん (基本理念)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ そうご
第3条 市、市民及び事業者は、相互

きょうりよく つぎ かか りねん
に協力しながら、次に掲げる理念

い か きほんりねん もと
(以下「基本理念」という。)に基づき、

きょうせいしゃかい じつげん め ざ
共生社会の実現を目指すものとする。

(1) すべての人が、それぞれの個性
を持つ個人として尊重されること。

(2) すべての人が、お互いを認め合
い、支え合い、助け合うことで、安心し
て生活できること。

(3) すべての人が、自分の望む
形で、社会のあらゆる分野における
活動に参画する機会が確保されるこ
と。

（市の責務）

だい じょう し きほんりねん
第4条 市は、基本理念にのっと

り、必要となる理解を市民及び事業者

と相互に深めるとともに、共生社会の

実現に向けて必要な施策を総合的かつ

計画的に実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

だい じょう し 市民 およ 事業者 は、基本

理念にのっとり、必要となる理解を

そ う ご ふ か きょうせいしゃかい
相互に深めるとともに、共生社会の

じつげん つと
実現に努めるものとする。

きほんてきしさく
(基本的施策)

だい じょう し きょうせいしゃかい じつげん む
第 6 条 市は、共生社会の実現に向け

つぎ かか しさく い か きほんてきしさく
て、次に掲げる施策（以下「基本的施策」

こう
という。）を講ずるものとする。

きょうせいしゃかい まな い し き
(1) 共生社会について学び、意識の

けいせい はか つぎ かか しさく
形成を図るための次に掲げる施策

がっこうきょういく しゃかいきょういく た きょういく
ア 学校教育、社会教育その他の教育

とう ば し み ん お よ じ ぎょうしゃ
等の場において、市民及び事業者が

きょうせいしゃかい まな いしき けいせい
共生社会について学び、意識の形成を
おこな
行うこと。

イ しみんおよ じぎょうしゃ たい きょうせい
市民及び事業者に対して、共生
しゃかい じつげん む ひつよう けいはつおよ
社会の実現に向けて必要な啓発及び
こうほうかつどう おこな
広報活動を行うこと。

(2) じゅうぶん じょうほう かのう
十分な情報のやりとりを可能
にするための次に掲げる施策

ア し ていきょう じょうほうおよ しみん し
市の提供する情報及び市民が知り
たい じょうほう ひつよう みと
情報のうち必要と認められるもの
だれ わ ことばまた でんたつ
を誰にでも分かりやすい言葉又は伝達
しゅだん ていきょう
手段で提供すること。

イ ^{しみん}市民が^{じぶん}自分の^{かんが}考えを^{あいて}相手に^{てきかく}的確に
^{つた}伝えられるよう、^{こうきょう}公共の^ば場における
^{たよう}多様な^{しゅだん}コミュニケーション^{かくほ}手段の確保
^{しえん}を支援すること。

(3) ^{しみん}市民が^{あんぜん}安全で^{あんしん}安心した^{せいかつ}生活が
できるよう、^{たようせい}多様性に^{はいりよ}配慮した^{しゃかい}社会
^{きばんしせつとう}基盤施設等^{せいび}の整備^{つと}に努めること。

(4) ^{ちいき}地域における^{きょうせいしゃかい}共生社会^{じつげん}を実現
させるための^{つぎ}次に^{かか}掲げる^{しさく}施策

ア ^{しみんおよ}市民及び^{じぎょうしゃ}事業者が^{ほんらいも}本来持っている
^{ちから}力を^{はっき}発揮し^{つづ}続けるため、^{きょうせいしゃかい}共生社会の

じつげん し かつどう じっし し みん およ
実現に資する活動を実施する市民及び

じ ぎょうしゃ れんけいなら し えん おこな
事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ ち い き し みん およ じぎょうしゃ そうご
地域における市民及び事業者相互

し えん たいせい せい び やくわり
の支援体制を整備し、それぞれが役割

も ささ あ ち い き か だい
を持ち、支え合いながら、地域課題の

はっけん およ たいおう か の う ち い き
発見及び対応を可能とする地域づくり

おこな し えん つと
が行われるよう支援に努めること。

ウ ほ けん いりよう ふくし きょういく しゅうろう
保健、医療、福祉、教育、就労その

た せい ど わく こ また かくせいどかん
他の制度の枠を超え、又は、各制度間の

れんけい はか し みん たい
連携を図りながら、市民に対して

ほうかつてき そうごうてき し えん おこな
包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) ^{きょうせいしゃかい}共生社会^むに向けた^{すいしんたいせい}推進体制の

^{こうちくなら}構築^{とうがいたいせいおよ}並びに当該体制^{ぐたいてきしさく}及び具体的施策の

^{ひつよう}必要^{おう}に応じた^{かいぜん}改善

2 ^し市は、^{きほんてきしさく}基本的施策^{つう}を通じて、

^{ごうりてきはいいりよ}合理的配慮^{おこな}が行われるよう^{とりく}取組むも

のとする。

^{ふそく}
附則

^{じょうれい}この条例は、^{こうふ}公布^ひの日から^{しこう}施行する。